

## 資金決済法に基づく利用者の保護等に関する措置について

		項目	内容
資金決済法第十三条一項	利用者の保護等に関する情報提供について	①	前払式支払手段の名称 『マルイ商品券』
		②	発行者 株式会社 丸井
		③	支払可能金額等 券面記載の金額の範囲内でご利用いただけます * 券面額:「500円」、「1000円」(2種類)
		④	有効期限 ご利用の有効期限はございません
		⑤	お問い合わせ先 東京都中野区中野4-3-2 電話番号:03-3384-0101(代)
		⑥	利用可能な施設 マルイ・モディおよび提携先 ・マルイ全店 ・モディ全店 ・みぞのくちノクティプラザ ・KITTE博多
		⑦	その他利用上の注意 ・現金とのお引換はいたしません ・ミシン目で切り取られますと無効になります。 ・クレジット代金のご入金にはご利用いただけません ・一部、ご利用頂けないショップがございます
		⑧	約款などの在する旨 「マルイの商品券ご利用のご案内」をご覧ください
資金決済法第十三条三項	その他利用者保護を図るための措置等	⑨	利用者資金の保全方法について  資金決済法では、商品券等発行者は、法務局等への供託または金融機関等と保全契約等を締結することにより、ご利用の皆様からお預かりしております資金について、基準日における未使用残高の半額以上の額を発行保証金として資金保全することが義務づけられております。 万が一の場合は、この保全資金からご利用の皆様へ優先的にお金が返ってくる仕組みとなっております。  * 当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです ・資金保全方法・・・「発行保証金保全契約」 ・資金保全契約締結保証会社名・・・日本割賦保証 株式会社
		⑩	無権限取引への対応方針について 盗難、紛失または滅失された場合、その責を負いません